

台風等自然災害や船の欠航に伴う授業等の取扱

午前7時の段階で、愛媛県上島町に特別警報、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪警報のいずれかが出ている場合

- (1) 通学生と下宿生は自宅または下宿で待機
- (2) 寮生は寮で待機

警報が解除された場合等、その他緊急時の連絡はインターネット連絡網（さくら連絡網）、電話や放送で行う。

午前7時の段階で、上島町に警報は出していないが、自宅のある地域、通学途中の地域に特別警報、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪警報のいずれかが出ている場合又は通学に利用している船が欠航している場合

- (1) 居住地域や通学地域に上記警報が出ている通学生は、自宅又は下宿で待機
- (2) 寮生及び上島町の通学生と下宿生（通学に船を利用しない者）は登校

欠航のために出席できなかったコマの授業については、後日「公欠願」を提出することによって公欠扱いとなります。なお、始業後に天候の回復等によりその定期旅客船等が運航再開した場合、出席可能となったコマの授業については、公欠扱いの対象外となるので注意してください。公欠願の提出の際は、欠航を証明するものを添付してください。

例1：芸予汽船第1便が欠航し、第2便より運航再開の場合、

1コマ目は公欠扱いとなるが、2コマ目からは公欠扱いとならない。

例2：芸予汽船第1便から第2便まで欠航し、第3便より運航再開の場合、

4コマ目まで全て公欠扱いとなる。

定期旅客船等が登校後に欠航した場合

通常通りの授業が継続されます。

ただし、放課後になっても運航再開の見込みがない場合には、帰宅困難な学生の輸送等の配慮が検討されます。

また、授業中に欠航予告の連絡が運航会社等から学校へ寄せられた場合には、生名フェリーが欠航する前に、帰宅困難となりうる学生を予め帰宅させるなどの配慮が行われることもあります。